

● 自宅に設置した太陽光発電設備について

省エネや地球温暖化対策で、自宅に太陽光発電設備を設置される人が増えています。太陽光発電には国や都道府県の補助金制度があり、また設置後は余剰電力の売却収入をえることができます。

自宅に太陽光設備を設置する場合の税の取扱いは以下の通りとなっています。

内容	取扱い
補助金	$\text{一時所得} = (\text{補助金収入} - 50 \text{万円}) \times 1/2$ <p>確定申告に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することにより、補助金を一時所得の収入とせず、太陽光発電設備の購入金額から減額することができます。</p>
余剰電力の売却	$\text{雑所得} = (\text{売却収入} - \text{必要経費})$ <p>必要経費には太陽光発電設備の減価償却費が含まれます。 なお、必要経費は自宅使用分と売却分に按分する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{減価償却費} = (\text{太陽光発電設備の購入金額} - \text{一時所得としなかった補助金}) \times 0.059 (\text{耐用年数} 17 \text{年}) \times \text{発電量のうち売電の割合}$ </div>

なお、給与の収入金額が2000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得金額及び従たる給与の収入金額の合計が20万円以下である人は、確定申告をしなくてもよいこととなっています。その場合、上記の一時所得や雑所得などは課税されないこととなります。

ただし、「確定申告をしなくてもよい」なので、医療費控除や住宅ローン控除などで確定申告書を提出する場合は、これらの所得を含めて申告しなければなりません。

ちなみに一時所得には、保険の満期返戻金（受取保険金 - 支払保険料）・懸賞や福引きの賞金品・遺失物拾得・競馬や競輪の払戻金・エコポイントなどが含まれますので、「確定申告をしていなかった・・・」ということにならないよう検討が必要です。

税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	-	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【夏季休業のお知らせ】

8月13日（月）～15（水）、17（金）は、夏季休業させていただきます。
 ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。